

保護者の皆様

京都市立嘉楽中学校  
校長 森本 康裕

## 台風等に対する非常措置についてのお知らせ【改訂】保存版

本校においては、台風等により京都市(※テレビやラジオにおいては、「京都南部」または「京都・亀岡地域」と報道される場合があります)に「特別警報(※大雨, 暴風など6種類)」または「暴風警報」が発令された場合に、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

### 言 己

#### 1 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前0時までに解除になった場合 5校時(12時55分)より始業(給食は中止)
  - ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業

#### 2 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前 7時までに解除になった場合 平常授業
  - ・午前 9時までに解除になった場合 3校時(10時30分)から始業
  - ・午前11時までに解除になった場合 5校時(12時55分)から始業(給食は中止)
  - ・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

#### 3 大雨警報, 洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報, 洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやPTAメール等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。(特に、全市的に避難勧告や避難指示(緊急)が発令された場合などを想定しています。)

#### 4 水害の避難勧告等について

本校の校区である紫野学区は、「鴨川・高野川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。紫野学区に避難勧告もしくは避難指示(緊急)が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

#### 5 土砂災害の避難勧告について

本校の敷地内は、「土砂災害警戒区域」に含めておりませんので、土砂災害による避難勧告もしくは避難指示(緊急)が発令された場合の特別措置は取りません。

#### 6 在校中に特別警報や暴風警報が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。また、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

— 以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。 —